

令和 6 年度 第 1 1 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年2月12日（水）午後2時00分から午後3時15分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 （30人）

1 番 勝 又 忠 好 君	2 番 杉 山 道 洋 君
3 番 加 藤 由 富 君	4 番 立 道 和 策 君
5 番 岩 瀬 茂 君	6 番 勝 又 政 昭 君
7 番 長 田 守 正 君	8 番 坂 本 登志雄 君
9 番 伊 倉 ふさ子 君	10 番 勝 亦 里 沙 君
11 番 小宮山 光 文 君	12 番 小宮山 勉 君
13 番 鎌 野 博 之 君	14 番 山 崎 嘉 幸 君
15 番 芹 沢 重 徳 君	16 番 勝 又 高 君
17 番 田 代 速 夫 君	18 番 内 田 元 和 君
19 番 鈴 木 政 信 君	20 番 土 屋 直 人 君
21 番 小 林 武 治 君	22 番 大 庭 省 一 君
23 番 勝 亦 康 雄 君	24 番 勝 又 保 明 君
25 番 渡 辺 義 文 君	26 番 勝 又 光 明 君
	28 番 石 田 澄 夫 君
29 番 滝 口 恵 治 君	30 番 杉 山 裕 君
31 番 林 良 三 君	

欠席委員 （1人）

27 番 杉 山 光 利 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第40号 農業用施設証明願の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三

会議の概要

事務局長	ただ今から令和6年度第11回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
会長	--会長挨拶--
事務局長	ありがとうございました。 本日の出席の報告ですが、27番杉山光利委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。 会長よろしくお願いいたします。
会長	これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
会長	日程3 議事録署名人の指名ですが、1番勝又忠好委員、2番杉山道洋委員よろしくお願いします。
会長	日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
会長	日程5 農地法に関する報告事項に入ります。 報第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報第19号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年2月12日報告。今月の4条の届出は1件です。 (番号1について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
会長	報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
会長	次に報第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報第20号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長

が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年2月12日報告。
今月の5条の届出は5件です。

(番号1～5について内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。なお本議案につきましては、整理番号2に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1について審議をいたします。その後整理番号2について審議をいたします。それでは、整理番号1について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第38号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年2月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 286 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和7年2月1日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定ですが、譲渡人の住宅、農地を全て購入して譲受人が畑に、お茶と野菜を耕作するものです。住宅は住宅として使います。

効率的利用ですが、当の農地は譲受人の購入宅の隣接地で、歩いてすぐのところですよ。農作業歴は25年とのこと。農機具については、除草用の噴霧器1台を所有しているそうです。

耕作管理計画ですが、取得する農地はお茶と野菜畑として活用するとのこと。

取得する農地の転貸し等については、ありません。

地域との調和ですが、現地の農地利用の取り決めに遵守し、農作業を行うとのこと。

す。

以上で報告を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、整理番号2について審議します。

なお本議案につきましては、21番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、21番委員はご退席をお願いいたします。

(21番委員退席)

会長

それでは整理番号2について、事務局から説明を求めます。

事務局

整理番号2について説明いたします。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,210 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和7年2月8日です。調査場所は現地です。譲渡人と譲受人、立ち合いの元で確認いたしました。

申請については、間違いはないということです。

権利設定については、譲受人は農地拡大のためということで、譲渡人は縮小ということで、確認いたしました。

効率的利用については、譲受人は現在でも1.2町歩の田畑を耕作しており、経験は30年あります。農地の位置は、譲受人のすぐ裏手の土地なので、歩いてむかっております。現在の農地は畑と田と分かれておりますが、同じような形で耕作するということです。

転貸しについては、転貸しはありません。

地域の農業の取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのこと。

以上です。よろしくお願いします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

2 1 番委員は戻ってご着席ください。

(2 1 番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長

続きまして、議案第 3 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 3 9 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 7 年 2 月 1 2 日提出。今月の 5 条許可申請は 5 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 98.98 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅です。

農地の区分は、第 3 種農地に区分されます。

番号 2 (議案書の内容読み上げ) 田 12,166 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設です。

農地の区分は、第 2 種農地に区分されます。

番号 3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,851.56 m²

転用内容は、売買による貸車両置場(車両 2 4 台、コンテナ 3 台)です。

農地の区分は、第 3 種農地に区分されます。

番号 4 (議案書の内容読み上げ) 畑 977 m²

転用内容は、売買による太陽光発電施設です。

農地の区分は、第 2 種農地に区分されます。

番号 5 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,663 m²
転用内容は、売買による太陽光発電施設です。
農地の区分は、第 3 種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 8 番委員

調査日は令和 7 年 1 月 3 1 日です。現地にて、譲渡人、譲受人と確認を行いました。
共通事項ですが、譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請人双方共、申請行為については、本人が申請したものであり内容には間違いありません。
転用理由ですが、譲受人は共同住宅に住んでおり子供の成長に伴い、住まいが手狭となり、父親に相談したところ、申請地を提供してくれました。このような理由のため、やむを得ないと判断します。
資金関係ですが、資金については、土地整備費、家屋建築費、2 0 0 0 万円で自己資金と金融機関からの借入で対応するとのこと。
他の権利の同意ですが、他の権利設定はありません。
転用時期ですが、許可後着工予定のことです。
他法令ですが、市街化調整区域に分家住宅を建築する予定です。
転用面積ですが、農地転用面積が 98.98 m²で、適正であると考えております。
周辺への影響ですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのこと。
以上です。

会長

整理番号 2 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 0 番委員

調査日は令和 7 年 2 月 3 日です。調査場所は現地です。譲渡人の 2 名のうち 1 名は電話で確認いたしました。譲受人の代理人として行政書士の方がきました。
申請行為については、間違いはないということです。
転用理由としては、ここの田は管理されておりましたが、耕作はされておらず、草刈りだけをしていたところ。
転用行為に対する資金については、問題はないそうです。
その他の権利の設定はありません。
転用時期については、許可後着工するそうです。
他法令は、御殿場市の土地利用は確認がおりております。
転用面積は、適正であると考えています。
周辺への影響については、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのこと。
以上です。

会長

整理番号 3 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 5 番委員

調査日は令和7年2月5日、6日です。譲受人の代理人の行政書士に電話で聞き取りをいたしました。譲渡人の1名と現地で5名の代表として聞き取りをいたしました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は申請地を相続により譲り受けましたが、遠方に居住していること等から、管理耕作が困難であるため、売却を希望しておりました。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地はアクセスが良く面積も広く、収益用の貸車両置場用地として利用したいと考え、今回の申請になりました。必要性については、妥当かと考えております。

資金ですが、土地購入費は全額自己資金で対応するとのこと。

他の権利者の同意は、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令については、ないとのこと。

転用面積ですが、転用面積は、事業目的から考え適正であると考えます。

周辺への影響ですが、雨水は自然浸透で、被害防除設置等は設置しませんが、万が一周辺に影響を及ぼした場合は、申請者の責任において対処するとのこと。

以上です。よろしくお願いします。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 4 番委員

本案の概略ですが、農地を売買して太陽光発電施設を設置したいというものであります。

調査日は令和7年2月3日です。譲受人の代理の方と電話で行っております。同日に譲渡人と現地で調査しております。

申請行為につきましては、譲受人、譲渡人本人が申請したもので内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人の年齢が60歳代の半ばとなっていて、今後の耕作が敬遠されて、土地の有効利用を模索しているところに太陽光発電の話が持ち上がりまして、計画に賛同し、今回の申請になったものでありまして、やむを得ないと判断いたします。

資金につきましては、土地代、パネル設置工事費等で1340万円を予定しております。個人で対応するとのこと。

他の権利者の同意については、他の権利者の設定はありません。

転用時期につきましては、許可が出ましたらすぐに計画を進めて着工したいとのこと。

他の法令につきましては、砂防指定地内行為許可申請を1月6日に提出済みで進行中とのこと。他は特に必要ないということでございます。

転用面積につきましては、計画地の総面積977㎡で、事業目的からして問題ないと考えます。

周辺への影響については、万が一農地等への被害をおよぼした場合は、責任を持って対処するという事です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長	整理番号 5 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
3 番委員	調査日は令和 7 年 1 月 3 1 日です。譲受人、譲渡人両者の確認をさせていただきました。譲受人の担当者と電話にて確認させていただきました。譲渡人は現地にて確認をさせていただきました。 申請行為につきましては、両者間違えなく双方とも本人が申請したもので、内容には間違いございません。 転用理由でございますが、譲渡人が父親より相続したものであり、現在は保全管理をやっているだけであり、所有権移転等はやむを得ないと考えます。また譲受人は太陽光発電の施設を予定するとのことでございます。 資金につきましては、自己資金にて対応するとのことでございます。 他の権利の関係ですが、他の権利設定はございません。 転用時期でございますが、許可が下り次第すぐに着工したいとのことでございます。 法令の関係でございますが、都市計画法等に関する条例には該当しません。 面積でございますが、畑地 1,663 ㎡約 5 0 0 坪強になると思います。 周辺への影響でございますが、令和 6 年 1 2 月 8 日に近隣の住民に対し、説明会を開催し、質問内容等に対し令和 7 年 1 月に譲受人から回答が届き、住民に連絡済みであり、万が一緊急時の対応は 2 4 時間体制で対応するとのことでございます。 以上で調査報告を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
会長	事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
7 番委員	1 番の案件ですが、農家分家ということですか。この場合地積の全部はできないのですか。法的に面積の上限、農家分家にあるのですか。
事務局	今回の転用の 98.98 ㎡は元々あった宅地にプラスして、このくらいの面積が必要だったということです。申請が全ての農地ではなくて、必要分の 98.98 ㎡というような申請になっておりまして、農家分家の面積までは、都市計画課で確認しないと詳細はわかりません。今回の申請は元々あった宅地にプラスして一部農地使いたいということで、この面積で申請があがってきているものになります。
7 番委員	周りは宅地ですか。
事務局	周りに宅地があります。
7 番委員	譲渡人の宅地。
事務局	譲渡人の宅地があります。そこだけでは、家を建てるのに足りないから、プラスでこの農地を使いたいということでした。

10番委員	特例等を使う場合もあるので一概には何㎡とか言えませんが、たいがい300㎡を切るような形です。宅地を使ってプラスこの農地を使って、300㎡以内にしているのではないかなと思います。
会長	ほかにご意見、ご質問等ございませんか。
会長	無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。 （全員挙手）
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	次に議案第40号 農業用施設証明願の決定について 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第40号 次のとおり、農地法施行規則第29条第1号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので委員会の決定に附す。令和7年2月12日提出。今月の農業用施設証明願は1件です。 農業用施設証明願につきましては、200㎡未満の農地を農作物の育成等を目的とした農業用倉庫を設置するために転用する場合は、許可不要という取扱いがあり、農業委員会から証明を発行するにあたり、議案として提出するものです。 番号1（議案書の内容読み上げ） 田 186.52㎡ 農機具の集約保管のため、農業用倉庫1棟を設置するものです。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
17番委員	調査日は令和7年2月3日です。調査場所は自宅敷地内の建設場所です。申請人が不在のため、母親に調査しました。 申請内容に間違いはありません。耕作者は今後、夫婦で1町5反歩の田を耕作していくとのこと。また現在の倉庫が手狭になり、トラクター、コンバイン、田植機を置くスペースを作りたいとのこと。自宅の敷地が広く田んぼの一部を潰して、倉庫にするということで周囲への影響はありません。 農地転用はやむを得ないです。倉庫自体も非常に老朽化してつぶれそうになっていることもあります。全く問題はないと思います。 以上です。
会長	調査日はいつですか。

17番委員	令和7年2月3日です。
会長	本人とその後会っていますか。
17番委員	電話で確認しました。
会長	事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	無いようなので、採決に入りたいと思います 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案を議題とします。 議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の8ページをお願いします。 議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので委員会の決定に附す。令和7年2月12日提出。 議案書9ページの議案第41号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。 本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が6件で、合計面積は20,348㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。 番号1 (議案書の内容読み上げ) 1筆 3,002㎡ 番号2 (議案書の内容読み上げ) 1筆 4,316㎡ 番号3 (議案書の内容読み上げ) 1筆 5,224㎡ 番号4 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,039㎡ 番号5 (議案書の内容読み上げ) 5筆 4,637㎡ 番号6 (議案書の内容読み上げ) 1筆 1,130㎡
	以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
会長	ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)

会長	無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。
事務局	(連絡事項) 1. 地域計画、目標地図について 2. 広報ごてんばについて 3. 配布物の案内について 4. 先進地活動事例（千葉県 一宮町）紹介並びに協議 5. 農業会議情報について 6. 次回総会 3月12（水）午後2時00分 御殿場市役所 東館2階 203会議室 連絡事項は以上になります。
事務局長	委員の皆様、全体について何かございますでしょうか。
7番委員	先ほど配られた農業委員のお知らせの中に遊休農地対策の中で、荒廃農地を新たに取得した方にたいして、補助金をとありますが国の補助金、市の補助金ですか。
事務局	市、県と1/2、助成する補助金になります。
7番委員	要綱は農政課で持っているのですか。
事務局	市で要綱は作ってあります。
9番委員	原野では、地目が農地、畑か田でなければいけないのか。
事務局	畑か田で、青地の農地が対象になります。原則青地の農地になります。白地の場合だと、例えば解消した後、観光農園みたいなのをやらないといけない、色々と条件がついていきますので、原則青地農地になります。
事務局長	ほかに何かございますか。次回は3月12日とういことで市民会館ではなく、市役所の農政課横の会議室になります。3月12日は市議会の予算質疑で午後から農業関係の議会になりますので、おそらく出席できないかもしれませんが、よろしくお願いします。 令和6年度第11回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 1 番 _____

議事録署名人 2 番 _____